

防衛省・自衛隊の様々な活動は、国民一人一人、そして、地方公共団体などの理解と協力があってはじめて可能となるものであり、地域社会・国民

と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要がある。

第1節 地域コミュニティとの連携

新防衛大綱は、近年、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の多様化、装備品の高度化などが進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要になっているとしている。

このため、地方公共団体や地元住民に対し、平

素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習などの実施にあたっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細やかな調整を実施することとしている。

1 民生支援活動

防衛省・自衛隊は、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、様々な分野で民生支援活動を行っている。これらの活動は、自衛隊への信頼をより一層深めるとともに、隊員に誇りと自信を与えている。

陸自は、全国各地で発見される不発弾などの処理にあたっており、平成30(2018)年度の処理実績は1,480件(約53.0トン)で、沖縄県での処理件数が全体の約38%を占めている。海自は、機雷などの除去・処理を行っており、平成30(2018)年度の処理実績は4,456個(約2.8トン)であった。

また、駐屯地や基地を部隊活動に支障のない範囲で開放するなど、地域住民との交流に努めるほか、各種の運動競技会において輸送などの支援を行っている。加えて、一部の自衛隊病院などにおける一般診療、離島の救急患者の緊急輸送などにより、地域医療を支えている。さらに、国などの方針¹を踏まえ、分離・分割発注²の推進や同一資格等級区分内の者による競争の確保³など、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保も図っている。

Q 参照 資料63(市民生活の中での活動)

2 地方公共団体などによる自衛隊への協力

(1) 自衛官の募集及び就職援護への協力

厳しい募集及び雇用環境の中、質の高い人材を確保し、比較的若い年齢で退職する自衛官の再就

職を支援するためには、地方公共団体や関係機関の協力が不可欠である。

1 「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(18(平成30)年9月7日閣議決定)
 2 例えば、一般競争入札に付す際に、商品などを種類ごとにグループ分けし、当該グループごとに落札者を決定する方法
 3 A~D等級に分類された入札参加資格のうち、中小企業が多くを占めるC又はD等級のみで競争すること

(2) 自衛隊の活動への支援・協力

自衛隊の駐屯地や基地は、地域社会と密接な関わりを持っており、自衛隊が教育訓練や災害派遣など各種の活動を行うためには、地元からの様々な支援・協力が不可欠である。さらに、国際平和協力業務などで国外に派遣される部隊は、関係機

関から派遣にかかる手続の支援・協力を受けている。

また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関といった関係機関との連携を一層強化している。

VOICE 地域コミュニティとのつながり

北海道べつかい別海町

別海町は日本の東端に位置し、酪農と漁業を主な産業とした1300km²を超える広大な自然あふれるまちです。また、北方領土の国後島とは16kmしか離れていませんので、国民の生命と財産を守ることの重要性、必要性について良く理解しているまちです。

自衛隊関連施設として、わが国最大である矢臼別演習場があり、この管理運営を担うための駐屯地も置かれています。そこに居住されている隊員の皆様には、町内会活動などの地域活動にも積極的に参加していただいています。

矢臼別演習場では、平成9年に、米軍が実施する砲撃訓練により生じる沖縄県民の負担軽減を目的とした沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の移転を全国で最初に受け入れました。当時の町民は、沖縄の負担を少しでも軽くすることは国民の義務であり、矢臼別がその役に立てるのであれば、受け入れることが大切であるとの思いでした。

以来、米軍のみならず、日本各地の部隊による転地訓練が毎年実施されていますが、その都度、町民有志で組織した「別海町自衛隊協力会」を中心に交流会を開催し、道内外の自衛隊員の皆様とテーブルを囲んで親睦を深め、自衛隊と地域とのつながりを強く太いものにしてきました。

今後も、本町では官民一体となって、国土防衛の重責を担う自衛隊員の皆様にバックアップしてまいります。

別海町長 そね こうぞう 曾根 興三



別海町民と自衛隊員による地域で整備している
桜並木の手入れ作業



自衛隊員と協力会会員との交流会

宮城県ひがしまつしま東松島市

東松島市は、仙台市から車で1時間程の宮城県沿岸中央部に位置し、奥松島の「海」と広く澄んだ「空」の2つの青に彩られた自然豊かなまちです。

本市に所在する航空自衛隊松島基地は、東日本大震災で被災し、当時ブルーインパルス及び第21飛行隊(F-2戦闘機)は他基地で訓練していましたが、その後は帰還し、市街地上空で訓練飛行を再開するなど、国防の任を担っています。

本市は、基地所在による市域の土地利用等に一部制約はありますが、市道整備や地域コミュニティの構築に特定防衛施設周辺整備調整交付金を有効に活用するとともに、広く市民に周知し、基地と市民との良好な関

係構築を図っています。また、民生安定施設の助成については、今年竣工の宮城県矢本海浜緑地公園内休養施設や来年竣工予定の消防庁舎に活用しています。いずれも震災で甚大な被災を受けた本市待望の施設です。

私は、市長就任以来、松島基地との共存共栄を掲げています。松島基地は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会でギリシャからの聖火が我が国で最初に到着しますので、その歓迎式典に多くの市民が参加できるよう、現在、関係省庁等に要請しています。

今後も松島基地と本市が共に繁栄できるよう、基地と本市及び市民との良好で信頼できる関係づくりに努めてまいります。

東松島市長 あつみいわお
渥美 巖



ブルーインパールの展示飛行に賑わう市民
(松島基地航空祭)



宮城県矢本海浜緑地公園内休養施設
(民生安定施設の助成)

第4章

地域社会・国民とのかわり

長崎県佐世保市

佐世保市は長崎県の北部に位置する人口約25万人の中核市で、海上自衛隊佐世保地方總監部、陸上自衛隊相浦駐屯地、米海軍佐世保基地等が所在しています。

明治22年の佐世保鎮守府開庁及び近代佐世保港開港から130年を数えます中、本市は海軍の街として急速に発展を遂げ、先の大戦後は海上・陸上自衛隊と緊密な信頼関係を築いてきました。

近年では、平成30年3月の陸上自衛隊水陸機動団の新編、平成31年3月の水陸両用車部隊を配備する崎辺分屯地の開設、また、大規模岸壁等の整備を含む海上自衛隊による具体の利活用計画が示される等、自衛隊との関係は、今後さらに深化していくものと考えています。

現在、「佐世保まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策として「地場産業の活性化への寄与に向けた退職自衛官の再就職促進」を掲げ、自衛隊、商工会議所、経済団体、行政で構成する「佐世保市退職自衛官再就職促進等連絡会議」を設置し、生活・福祉の観点も合わせ定期的に協議等を行い、官民一体となって、再就職促進に取り組んでいるところです。

これからも、自衛隊との共存共生のまちづくりを基本姿勢としながら、国防上必要とされる自衛隊施設の整備・充実と、ご家族の生活を含め、隊員の皆様が任務に専念できる環境づくりに向け、できる限りの協力をしていく所存です。

佐世保市長 ともなが のりお
朝長 則男



平成31年3月30日 海上自衛隊練習艦隊佐世保寄港入港歓迎行事で歓迎の挨拶を述べる朝長佐世保市長



平成31年4月28日水陸機動団創隊1周年・相浦駐屯地創設64周年記念行事での水陸両用車による観閲行進

3 地方公共団体及び地域住民の理解・協力を確保するための施策

全国8か所に設置された地方防衛局は、部隊や地方協力本部などと連携し、それぞれの地方との協力関係の構築に努めている。具体的には、防衛政策について広く理解を得るため、地域住民を対象とした防衛問題セミナーの開催や地方公共団体などに対する防衛白書の説明を行うほか、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者によるス

ポーツや音楽を通じた日米交流事業を行っている。

また、米軍再編や自衛隊の部隊改編、装備品の配備、訓練などを実施する際、関係する地方公共団体などに対し、必要な説明や調整を実施するほか、大規模震災などの各種事態や事件・事故の発生時において必要な連絡調整にあたっている。

4 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

1 防衛施設の規模と特徴

防衛施設は、用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものが多い。また、日米共同の訓練・演習の多様性・効率性を高めるため、19（平成31）年1月1日現在、在日米軍施設・区域（専用施設）の土地面積のうち約28%を日米地位協定に基づき自衛隊が共同使用している。一方、多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進んだ結果、防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が生じている。また、航空機の頻繁な離着陸などが、周辺地域の生活環境に騒音などの影響を及ぼすという問題もある。

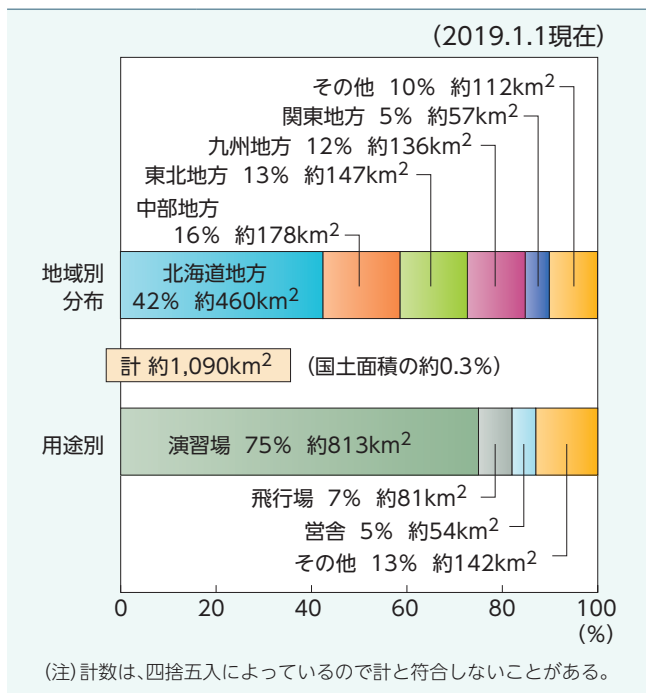
Q参照 図表Ⅳ-4-1-1（自衛隊施設（土地）の状況）
図表Ⅳ-4-1-2（在日米軍施設・区域（専用施設）の状況）

2 防衛施設周辺対策事業の推進

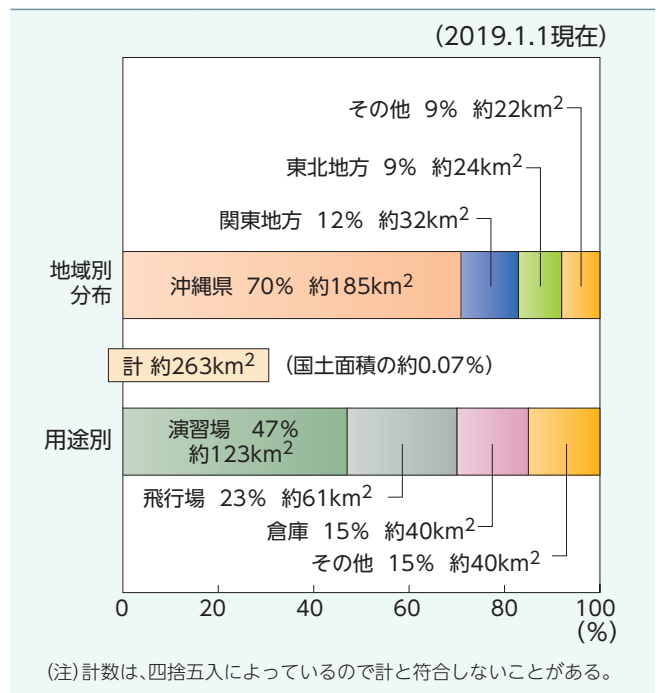
防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤としてわが国の安全保障に欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態に維持することが必要である。

このため、防衛省は、1974（昭和49）年以来、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

図表Ⅳ-4-1-1 自衛隊施設（土地）の状況



図表Ⅳ-4-1-2 在日米軍施設・区域（専用施設）の状況



図表Ⅳ-4-1-3 防衛施設と周辺区域との調和を図るための施策

目的	施策	事業内容
騒音障害を防ぐ	防音工事の助成	●小・中学校・幼稚園などの教育施設、病院・診療所などの医療施設、保育所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 ●住宅
	移転補償など	●建物の移転などの補償 ●土地の買入れ ●移転先地の住宅などの用に供する土地にかかる道路、水道、排水施設その他の公共施設整備
	緑地帯の整備	●植樹、草地整備など
騒音以外の障害を防ぐ	障害を防ぐ工事の助成	●用水路、ため池、道路、河川改修、テレビ放送の共同受信施設など
生活・事業上の障害をやわらげる	民生安定施設の助成	●道路、無線放送施設、養護老人ホーム、消防、公園、ごみ処理施設、老人福祉センター、学習等供用施設など ●農業用施設、漁業用施設など
周辺地域への影響をやわらげる	特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付	●交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ●医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など※

※環境整備法の一部改正(11(平成23)年4月27日施行)により新たに追加

(環境整備法)などに基づき、自衛隊や米軍の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる航空機騒音などの障害の防止、軽減、緩和などの措置を講じてきた。

11(平成23)年には関係地方公共団体などからの要望などを踏まえて同法を一部改正し、特定防衛施設周辺整備調整交付金について、医療費の助成などのいわゆるソフト事業への交付を可能とするための見直しを行ったほか、交付対象となる防衛施設の追加などを行った。また、住宅防音工事を重点的に実施している。

なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、14(平成26)年4月からPDCAサイクルの徹底を図る取組などにより、交付金の効果の向上を図っている。

防衛省としては、防衛施設と周辺地域との調和

図表Ⅳ-4-1-4 令和元年度基地周辺対策費(契約ベース)

事項	本土分	沖縄分
障害防止事業	92	13
騒音防止事業	586	181
移転措置	43	2
民生安定助成事業	271	86
道路改修事業	64	15
周辺整備調整交付金	185	33
その他事業	14	1

を図るための施策のあり方について、関係地方公共団体からの要望などを踏まえ、厳しい財政事情を勘案し、より実態に即した効果的かつ効率的なものとなるよう引き続き検討している。

Q 参照 図表Ⅳ-4-1-3(防衛施設と周辺区域との調和を図るための施策)
図表Ⅳ-4-1-4(令和元年度基地周辺対策費(契約ベース))

5 その他の取組

1 自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射や風揚げによる妨害事案への対応

厚木や普天間の飛行場周辺などにおいて、自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射や風揚げによる妨害事案が多発した。18(平成30)年10月には、宮崎県上空を飛行していた陸自輸送ヘリに

レーザーが照射され、副操縦士の視力が一時的に低下する事象が生じた。また、同月頃から横田飛行場周辺においても、米軍機に対するレーザー照射事案が頻発している。これらは、パイロットの操縦への障害につながり、墜落などの大惨事をもたらしかねない大変危険で悪質な行為である。そのため関係する地方公共団体の協力を得て、ポ

スターの掲示などにより、地域住民にこのような行為の危険性などについて周知するとともに、警察への通報について協力を依頼している。また、16（平成28）年12月に航空法施行規則が改正され、このような行為が規制対象とされるとともに、罰金などが科せられることとなった。

2 防衛施設の上空及びその周辺における小型無人機等の飛行への対応

近年、民生用を含むドローンを用いたテロ事案やテロ未遂事案が各国で発生しており、それらの中に

は軍事施設を対象としたものも含まれている。わが国においても自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域に対するドローンを用いたテロ攻撃が発生する可能性があるが、これらの施設に対する危険が生じれば、わが国を防衛するための基盤としての機能に重大な支障をきたしかねない。このため、19（令和元）年6月13日、改正小型無人機等飛行禁止法が施行され、防衛大臣が指定する自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域の上空及びその周辺における小型無人機等の飛行が禁止されることとなった。同日、防衛大臣は、主要部隊司令部等が所在する13の自衛隊の施設を対象施設に指定した。

解説

防衛施設周辺の地方公共団体の取組

防衛施設と周辺地域との調和を図るためには、関係地方公共団体の協力が必要不可欠です。

防衛施設周辺の地方公共団体は、地域住民の生活の安定と福祉の向上のため、防衛施設から生じる障害などに対し、防衛省の補助事業を活用して様々な生活環境の整備などを行っています。

例えば、演習場や飛行場などがあることによって地域住民の暮らしに影響を及ぼす場合には、補助事業を活用し、住民の避難などの円滑化を図るため、体育館などの整備を実施しています。

また、自衛隊や在日米軍の飛行場などの航空機の離着陸などにより生じる騒音を防止・軽減するため、静穏を必要とする学校・病院などの防音工事を実施しています。



体育館整備の例

（写真提供：愛知県江南市）

岐阜飛行場に隣接する江南市では、住民の避難などの円滑化を図るため、市内の体育館の整備を実施しました。



防音工事の例

（写真提供：沖縄県宜野湾市）

防音工事は、屋外の騒音を遮断するための防音サッシの取付け（遮音）、密閉された室内環境を快適に保つための空調機器の取付け（換気・温度保持・除湿）、室内の壁・天井に吸音材料の取付け（吸音）を実施します。